

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 30 年度 3 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3 月度の受付台数は 16,631 台で前年同月比 94.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期検査報告書提出手数料の改定について

近年の物価高騰の影響を受け、弊協議会におきまして定期検査報告書の提出手数料を令和元年 10 月 1 日より改定させていただきます。何とぞ諸般の事情をご賢察の上、ご理解の程よろしくお願いいたします。(詳細は【別紙 1】を参照ください。)

2. 「エレベーターの安全対策のお願い」リーフレットについて

この度、近畿建築行政会議にて所有者・管理者へ「地震時管制運転装置」「戸開走行保護装置 (UCMP)」の設置に関する情報周知を目的に「エレベーターの安全対策のお願い」リーフレットを作成されました。未設置物件を対象に定期検査報告書の副本返却時、リニューアル提案等の営業活動時に活用いただきますようお願いいたします。

(詳細は【別紙 2】を参照ください。リーフレットは協議会からも一部配布いたします。)

3. 新元号「令和」の取り扱いについて

8 月及び 9 月基準月の定期検査報告書は、新元号対応にて送付いたしますのでご承知ください。7 月基準月までの定期検査報告書を 5 月以降検査される場合や協議会へ提出される場合は、原則「平成」を二重線で抹消し訂正印を押印の上、「令和」と記載ください。

また、4 月中に「改善予定」等 5 月以降の日付けを記載する場合、「平成」を「令和」に読替えますので訂正は不要です。「令和」を使用される場合は上記同様訂正してください。

4. 小荷物専用昇降機の基準月設定の特例終了について

先月の月報でもお知らせしました、平成 28 年度の法改正に伴う小荷物専用昇降機の初回報告の特例は、平成 31 年 3 月 29 日受付分で終了しました。平成 31 年 4 月 1 日以降ご提出分は従来通りの対応とさせていただきます。

5. 大型連休の休業期間のお知らせ

弊協議会におきましては、暦通り 4 月 27 日(土)から 5 月 6 日(月)までの間、休業いたしますので、定期検査実施後の定期検査報告書は、速やかにご提出いただき、報告遅延や再検査とならないようお願いいたします。ご不便をおかけしますがご了承願います。

以上